

MEJ 8009

国語審議会
国語問題要領



昭和 25. 年 6 月

文 部 省

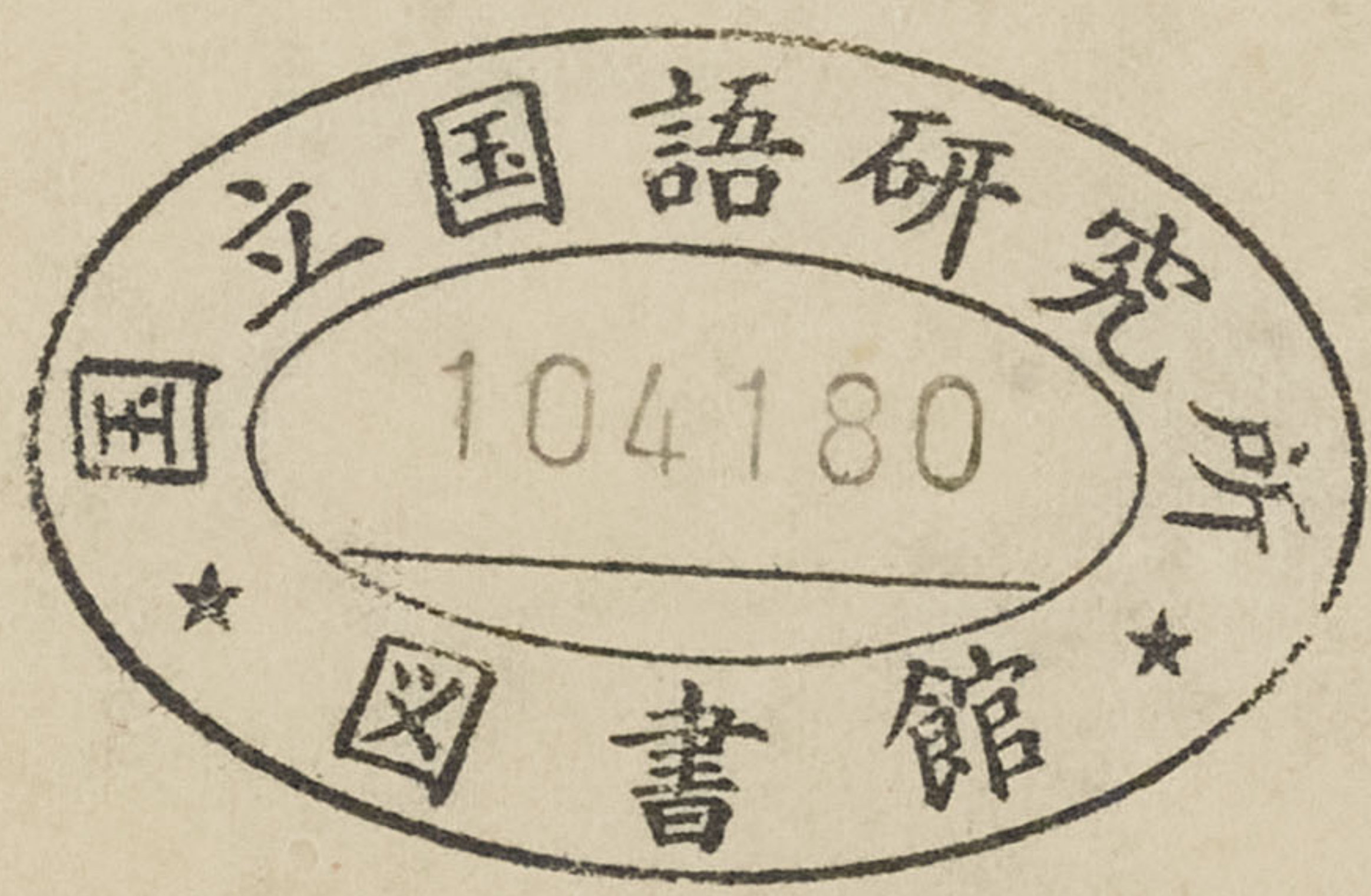
0.9

24

043734

0008 UEM

國立國語研究所
國語問要



國立國語研究所



1001043734

ま え が き

昭和24年6月、文部省設置法に基づいて新しく設置された国語審議會は、文部大臣の諮問に応ずることを主とした従来の国語審議會とは異なり、民主的・自主的に国語政策の立案審議を進めることになった。そこで、具体的な諸問題に着手するにあたって、新しい国語審議會の性格と方針を明確にするとともに、国語の現状と国語における問題となるべき点がどこにあるかを客観的に見わたす必要を痛感したので、国語白書作成の部会を設けて、その原案を作成した。この部会の成案は「国語問題要領」として、25年6月12日第7回総会で正式に議決され、文部大臣に報告された。

本書は、今後、国語問題の解決が広く各方面の協力により推進されることを念願して、これを公表し印刷に付したものである。

昭和25年6月

文部省調査普及局国語課長 原 敏 夫

目 次

1	国語審議会の性格と任務	1
2	国語の現状の分析	2
	(1) 国語を用いるもの	2
	(2) 国語の教育	3
	(3) 用語	3
	(4) 発音	4
	(5) 語法および文体	5
	(6) 表記法	6
3	国語問題の歴史的展望	8
	(1) 国字改良の意見とその実行	8
	(2) 国語政策の実施	9
	(3) 口語文と話しことば	10
4	国語に関する諸機関	11
5	国語問題審議の基準	12

1 国語審議会の性格と任務

ここに国語審議会というのは、文部省設置法（昭和24年6月法律第146号）によって新たに設けられた機関で、各方面からの推薦に基いた委員で組織し、国語の改善に関することから、国語教育の振興に関することから、およびローマ字に関することから（昭和25年4月追加）について調査審議し、民主的な方法で国語政策を立案するとともに、必要に応じこれを政府に建議するのがその任務である。

およそ言語は、歴史の裏づけをもった社会慣習であるから、法令などによって拘束したからといって、ただちに改善できるものではない。とはいえ、現在のわが国語は、歴史的事情によってあまりにも複雑化し、一面、国語教育が不徹底なために、国語に対する知識や注意がゆきわたらず、それが国民の社会生活や文化の発達にとってさまたげとなっている点も少くない。したがって、国語の現状に照して将来を見とおし、その改善に積極的な努力を試みることはきわめて必要である。国語審議会は、これらの努力に対し、適正な方向を与え、これを助成して、国語の改善、国語教育の振興をはかるという使命をもつものである。

そのためには、国民の言語生活の実情を調査し、広い見地に立って問題の所在を突きとめ、政策の基準を立て、あ

わけてその実現の方法を考える必要がある。政策の実施はもとより政府の責任であるが、国語審議会としては、その審議にあたって独断に陥ることを避け、一般世論の傾向を推察するとともに、各方面の意見に耳を傾け、できるだけ実現可能な具体的方策を練り、建議にあたっては、たとえば試験期間をおくことが必要ならばその考慮をも加えて、政策に弾力性をもたせることも考えなければならない。

2 国語の現状の分析

わが国は古来、諸外国の文化を摂取してきたが、それに伴って、日本語とは系統のちがった言語・文字に接する機会が多かった。そして古くは中国、近くはヨーロッパ・アメリカなどの言語・文字を採り入れた結果、ついに今日の複雑多様な国語が形成された。こうして国語問題は、わが国の文化政策としてどうしても避けることのできない重大問題になってきたのである。

(1) 国語を用いるもの

言語は、書きことばと話しことばとを問わず、これを用いるものと離れては存在しない。したがって国語を用いるものがよくその機能を理解し、それを効果的にしようとする心がけることは、国語を改善するための根本ともな

るべきものである。すべて言語は思想伝達の手段であるから、正確簡明な表現をとることが必要であり、一方、社会生活を円滑にする上からも、いたずらに相手の感情を刺激したり、相手を疎隔したりするような表現は避けなければならない。言語はまた、それ自身一つの芸術品となるべき性質をもつものであるから、その方向にまで高めてゆく用意も必要である。しかし今のところ、そういう自覚が一般にゆきわたっているとはみとめられない。

(2) 国語の教育

国語改善の責任はその半ばを教育に求めなければならず、国語政策の実施もまた教育の力によるものが多い。したがって、国語を改善するには、国語教育の任務・目的および内容を明らかにする必要があると同時に、国語行政の系統が確立されなければならない。元来、教育は、過去および現在の文化を受けついでゆく使命のほかに、その発展として、将来の文化を創造するという使命をもになうものである。自然、国語教育もまたこの二つの使命が遂行されるように計画されなければならないはずであるが、それはまだ満足できるまでになっていない。

(3) 用 語

社会生活が複雑になるにつれて、国語の用語もきわめ

て豊富となり複雑となってきた、そこに新語や外来語の問題が発生する。元来、新語の増加、外来語の吸収は、社会現象の一つとして避けることのできないものであるが、それがゆきすぎた結果は、さまざまの混乱をひきおこしている。たとえば、

- (イ) 一般にわかりにくい漢語はしだいに減ってきたが、同じ発音で意味のちがうものがまだ行われており、その上、漢字を組み合わせた耳なれないことばがさかんに作られている。「写調」「車券」などはこの例である。
- (ロ) 学術上の専門語についても、同じ概念をあらわす語が、分野によってまちまちのため、一般の理解を困難にしている場合がある。コンスタントを常数(数学・物理)、恒数(化学)、定数(工学)、不変数(経済)などとしているのはこの例である。
- (ハ) 会話や印刷物を通じて、必要以上に外国語が用いられる一方、すでに常識的に通用している外国語をむりに漢語に訳しかえて、一般の理解をさまたげている場合もある。

(4) 発音

国語の音韻は、現在では教育の力によって、いわゆる標準音がかなり広く通用するようになっているが、しかし、たとえば、

(イ) 国語の中には、アクセントによって意味を区別する単語が多いにもかかわらず、地方によっては「ハシ」「カキ」のように高低が逆になっている場合がある。

(ロ) 一般に国語の音韻についての関心が薄く、そのために(3)の(イ)に述べたように、同じ発音で意味のちがうことばが数多くできて、実際生活上しばしば混乱の種をまいている。なお発声法についての関心も薄く、その知識や訓練がはなはだしく不足している。

(5) 語法および文体

これは(3)の用語にも関係することであるが、敬語法があまりにも複雑であり、特に人に関する代名詞の種類の多いことは、戦後しばしば問題になった。これは一面、社会生活の反映であると同時に、社会生活と言語とのずれに基くものであって、教育上重要問題の一つといわれる。

また、標準語は、これまで東京の教養ある社会のことばを取りあげるようにいわれてきたが、その標準にもあいまいな点がある。書きことばの場合に、文学語として用いられる口語文体は、ほぼ安定したとみとめてよいが、実用文の問題、話しことばとしての標準語や方言の問題、また、対話・講演・演劇・映画・放送などにわたる諸問題については、まだ考えなければならぬ点が多

い。

(6) 表記法

国語の表記法はきわめて複雑である。

- (イ) 現在わが国で広く行われている文字は、漢字・ひらがな・かたかな、およびローマ字の4種である。数字としては、漢字のほか、主としてアラビア数字、時にはローマ数字が用いられている。また科学の記号としてギリシア文字を用いることもあるが、これは特別の場合である。
- (ロ) 国語の表記法としてもっとも広く行われているのは、漢字かなまじり文である。かなは、普通にはひらがなが用いられている。
- (ハ) かたかなは、これまで漢字をまじえて公用文・学術論文などに用いられていたが、現在では、主として外来語や外国の固有名詞を書きあらわす場合と、擬声語などの場合とに用いられる。なお、意味を強めたり、見た目をきわだたせたりするために、かたかなを混用することもある。また、電信文にはかたかなが専用されているほか、国語表記の方法としてかたかなだけを採用しているものもある。
- (ニ) ローマ字は、外国語表記のため、しばしば漢字かなまじり文の中に混用され、また駅名の標示や看板など

にも用いられるが、一方、国語表記の方法としてローマ字だけを採用しているものもあり、義務教育期間中にはローマ字の学習や、ローマ字による教科指導も行われている。いま、一般に通用しているローマ字のつづりかたにも、いわゆる訓令式・日本式・標準式の3種がある。

(ホ) 漢字とかなとによる表記法は、一般に右縦書きであるが、左横書きも行われているし、また分ち書きを主張するものもある。

(ヘ) 送りかな・くざり符号(句読点)などについても、人によって使いかたがまちまちになっている。

昭和23年(1948)に行われた読み書き能力調査委員会の調査によれば、文盲はわずか1.6%という少い率であるが、今の社会生活に必要な能力をもっているとみとめられたものは、国民の6.2%にすぎず、その原因として、国語が複雑なこと、特に漢字のむずかしいことが指摘されている。また、昭和21年(1946)アメリカの教育使節団から提出された報告書の中にも、国語の表記法が複雑なために、文化の向上がさまたげられている事実に対し、強い関心が示されている。このように表記法が複雑であっては、タイプライターを用いたり印刷したりする場合に、いちじるしく能率を害することも当然で、これがまた、さまざまの国字改良

論にとって根強いよりどころの一つとなっている。

ただ、いわゆる漢字制限が行われてから、特に国字の問題が国語問題の中心になったように見られているが、これは、広く国語一般に関係するものとして考える必要があり、漢字を制限することも漢語と切りはなして考えるわけにはゆかない。

以上の簡単な分析によっても、国語・国字が複雑多様であり、また、混乱していることは明らかである。

3 国語問題の歴史的展望

(1) 国字改良の意見とその実行

近代になって国字改良のために発表された意見としては、慶応2年(1866)に前島^{ひそか}密が建白した漢字御^の廃止之儀が最初であり、これが動機となってローマ字論やかな専用論が現れ、明治16年(1883)にはかなのくわいが作られた。今のカナモジカイ(大正9年、1920—)の運動は、この考えかたの系統を引いたものである。

漢字の全廃は、現実の問題として実行が困難であるという理由から、別に漢字節減論が現れたのも明治初期のことである。福沢諭吉、矢野文雄などはその代表的な論者であり実行者であった。

ローマ字採用の意見は、明治2年(1869)南部^{よしかず}義^の籌の修

国語論の主張に始まり、17年(1884)には^{ローマ}羅馬字会が作られ、後にローマ字ひろめ会(明治38年、1905—)と日本ローマ字会(大正10年、1921—)とが設けられた。

このほか、明治初期以来、新しい文字を考案したものもかなりあるが、それは行われなかった。

(2) 国語政策の実施

政府は、早く国語問題の重要性をみとめ、明治35年(1902)文部省に国語調査委員会を設けて、この問題の解決に着手した。さらに大正10年(1921)には臨時国語調査会を設け、12年(1923)に常用漢字表、14年(1925)に仮名遣改定案を発表した。これとともに国語問題に対する社会の関心もしだいに高まり、特に昭和6年(1931)には、以上の二つを修正して作った案を国定教科書に採用しようとして、はげしい反対にあい、社会的に大きな反響を呼んだ。

ついで昭和9年(1934)には、国語審議会が文部大臣の国語改善に関する諮問機関として設けられ、昭和17年(1942)には、この審議会の手で標準漢字表・新字音仮名遣表が発表されたが、一般に行われるようにはならなかった。

戦後になってこの審議会は、従来の国語改善に関する成績を検討して、昭和21年(1946)には当用漢字表・現代

かなづかいを決定し、別に義務教育のための当用漢字別表、当用漢字音訓表、つづいて当用漢字字体表を決定した。これらはすべて政府によって採択され、内閣訓令ならびに告示として公布された。そしてそれが、法令・公用文・教科書に実行される一方、一般の新聞・雑誌なども多くはこれと歩調を合わせている。なお、昭和24年(1949)には、中国の地名・人名を現代の中国標準音によってかな書きにする案が発表された。

ローマ字についても、政府は、教育上・学術上または国際関係上、そのつづり方統一の必要をみとめ、早く昭和5年(1930)に臨時ローマ字調査会を設けてその審議に着手し、昭和12年(1937)内閣訓令としてその方式を発表した。

(3) 口語文と話しことば

書きことばを口語に近づけようとする、いわゆる言文一致の運動や標準語の問題も明治初年におこった。やがて言文一致は文芸作品と教科書とに実現され、今日の口語文にまで発展した。特に戦後、日本国憲法が公布されてからは、官庁の文書もおいおい口語に改められるようになった。

いわゆる標準語は、義務教育に用いられる国語教科書や放送などを通じてしだいに全国にゆきわたってきたが、話しことばについては、社会生活の上からも、国語教育の上

からも、従来その重要性があまりみとめられず、指導の点にも具体的な方策が確立されていない。

4 国語に関する諸機関

現在、主として国語問題に関係ある政府機関としては、国語審議会のほか、国立国語研究所および文部省調査普及局国語課などがある。

国立国語研究所は、国語および国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、国語の合理化にむかって確実な基礎をきすくために設けられたもので、現代の国語、国語の歴史的発達、国語教育、公衆に対する言語などの調査研究のほか、国語政策の立案に参考となる資料を作ることもその事業の一つとなっている。

文部省調査普及局国語課は、国語審議会の事務を処理し、審議会が必要とする資料の収集整理などについて技術的援助を行うとともに、国語改善に関する政策について企画し、関係の政府機関ならびに民間各方面とも連絡してその普及にあたる。また、公用文の改善、ローマ字およびローマ字教育に関することからを取り扱い、かねて国立国語研究所に関する事務をも処理している。

なお、国語の学術的研究は各大学の研究室などで行われ、国語の改善は民間各団体の手で推進されるなど、関係

する範囲はきわめて広い。

5 国語問題審議の基準

以上に述べたような国語の現状と国語問題の歴史とから見て、新しい国語審議会がその任務をつくすには、国語の理想的なありかたについて、たえず現実に立脚しながら、慎重に考慮しなければならない。それについては、まず次のようなことが考えられる。

義務教育を容易にすることができるかどうか。国語の学習は義務教育の基礎であり、国語教育の目的は、国語による表現を確実にし、理解の能力を進め、社会生活にさしつかえないようにすることがある。国語を覚えるために、児童や生徒にむりな負担がかかることは避けなければならない。

一般の言語生活、特に文字の使用と理解とを能率化することができるかどうか。文化の向上が、少数のすぐれた人たちを必要とすると同時に、一般の水準を高めることももちろん必要であって、多くの人々が容易にまた正確に、理解したり話したり書いたりできるように方向づけなければならない。特にその方法は、あくまでも現実に即した、実行可能のものでなくてはならない。

公衆に対する言語として適用できるかどうか。公衆に対

する言語は、新聞・公用文などのように文字によるものと、講演・放送などのように音声によるものとに分けられる。文字によるものについては、印刷などに関する諸問題を考えに入れることもちろんであり、字体のことも研究しなければならない。

文化を創造したり受けついたりするのに、どんな影響を与えるか。これまでの文化遺産を受けつぐ一方、創作の自由をもさまたげないためには、国語教育のありかたや国語改善の方針などについて、たえず反省する必要がある。しかも、これは決して単独な問題でなく、前に述べた諸問題とたがいに関連させて適切な判断をくださなければならない。

国語審議会は、およそ以上のような諸条件のもとに、現在考えられる限りのいろいろな立場を、できるだけ客観的に取りあげて議題とし、それをまずそれぞれの部会で討議し、その結果を少数意見とともに総会に提出する。総会ではさらにそれを検討し、なお順次に新しい議題を定めてゆく。

会議は原則として公開であるが、必要に応じて懇談会のようなものを開くことも考えられる。議決の結果は、その実施を政府に建議するばかりでなく、広く世論に訴え、一般社会の協力による文化運動として強く推進してゆかなければならない。

(おわり)

104180

国語問題要領 MEJ 8009

昭和 25 年 6 月 25 日 印刷

昭和 25 年 6 月 30 日 発行

著 作 兼 文 部 省
発 行 者

東京都台東区浅草三筋町 2 / 10
印刷者 熊谷印刷製本株式会社

非 売 品

1:119

MEJ 8009
GIST OF THE NATIONAL
LANGUAGE PROBLEMS
1950

MINISTRY OF EDUCATION
JAPAN

MEJ 8009 國語問題要略

昭和二十五年四月一日
印刷 昭和二十五年四月一日

著者 文部省
編輯 文部省

東京教育出版株式会社
東京市千代田区千代田

品表

8

M

1001